

予算決算常任委員会（令和2年度予算審査）会議録

令和2年3月13日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時37分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

代表質疑

質疑

令和2年度予算全般

採決

議案第 1号 令和2年度士別市一般会計予算

議案第 2号 令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3号 令和2年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4号 令和2年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 5号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 6号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 7号 令和2年度士別市水道事業会計予算

議案第 8号 令和2年度士別市病院事業会計予算

議案第 9号 士別市指導主事の給与に関する条例の制定について

議案第10号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第11号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 士別市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第13号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について

議案第14号 士別市朝日町いきいきセンター条例を廃止する条例について

議案第15号 士別市朝日地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第16号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長 丹 正 臣 君

副委員長 遠 山 昭 二 君

委員 井 上 久 嗣 君

委員 大 西 陽 君

委員 喜多武彦君
委員 苔口千笑君
委員 真保誠君
委員 谷守君
委員 村上緑一君
委員 渡辺英次君

委員 国忠崇史君
委員 佐藤正君
委員 十河剛志君
委員 西川剛君
委員 山居忠彰君

議長 松ヶ平哲幸君

委員外議員 谷口隆徳君

出席説明員

市長 牧野勇司君
総務部長 中舘佳嗣君
健康福祉部長 田中寿幸君
建設水道部長 工藤博文君
財政課長 丸徹也君

副市長 相山佳則君
市民自治部長 法邑和浩君
経済部長 井出俊博君
朝日支所長 武田泰和君

教育委員会
会長 中峰寿彰君

教育委員会
生涯学習部長 鴻野弘志君

病院事業
副管理者 三好信之君

市立病院
局長 加藤浩美君

事務局出席者

議会事務局長 千葉靖紀君

議会事務局
総務課長 岡崎浩章君

議会事務局長
総務課副局長 前畑美香君

議会事務局
総務課主任主事 駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月5日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) 3月11日に行われました予算決算常任委員会理事会で、新型コロナウイルス感染症に関する質疑の追加を決定いたしましたので、議事を変更し、代表質疑を行います。

2名の委員から質疑の通告がありました。あらかじめ決定しております順序に従い、代表質疑を行います。

大西 陽委員。

○委員(大西 陽君) おはようございます。

ただいま、委員長のお許しをいただきましたので、新型コロナウイルスに対する本市の対応について質問いたします。

今、我が国を含めて世界各国で感染の広がりを見せており、今までにあまり経験をしたことのない深刻な状況になっております。本市においても、市民生活に徐々に影響が出始めていることから、今回、大きく3点について質問させていただきます。

1点目は、経済対策についてであります。

当初の自粛要請が延長されている中、現時点で市内経済はどのような状況になっているのか。また、中小事業者に対する救済制度も含めた国及び北海道、さらに本市の対応について、まず伺いいたします。

○委員長(丹 正臣君) 井出経済部長。

○経済部長(井出俊博君) お答えいたします。

今、御質問のあったとおり、市内経済の状況についてなんですけれども、まず農業分野に関してですが、本市における影響につきましては、JA北ひびき等からの情報によりますと、青果物についての販売等については、今、冬期間ということで在庫がないという状況、また穀物類につきましては、実需者との契約栽培という関係から大きな影響はないのかなと考えているところです。

ただ、今後、今、春先、雪解けが進みまして、春作業が始まります。そういった中で、資材等、物流に影響が生じる可能性があるということ、また、今、海外からの研修生の受け入れなんかも行っておりますので、一部入国規制がありますので、今後そういったような影響が出てくるのかなと考えているところです。

次に、畜産関係ですけれども、畜産関係におきましては、報道等によりますと、全国的には学校給食用の牛乳の消費が減少する中で、飲用から加工向けへ利用割合をシフトしております

て、今後においては、脱脂粉乳の在庫増が懸念されるという考え方でいます。また、牛肉関係につきましても、外食産業の需要が減少しているということによって価格が低下している状況にあります。豚肉については、現時点では影響がないような報道という形になっております。

本市においての影響につきましても、JA北ひびき、それから生産者の方々からの情報等によりますと、生乳については、飲用よりも価格が安い加工向けの利用割合が増えることで、生産者収入の低下が懸念されるということでもあります。国においては、この減少ぶりについて、手当てをする考えを示しておりますが、この補填がどの程度になるのかということについては、今後注視していく必要があるのかなと考えております。また、牛肉に関しましては、現時点では市内での影響が少ないのかなと考えているところでもあります。

また、畜産関連でも、先ほどの農業組合と同様に、海外からの研修生の受け入れが予定されている方もいらっしゃいます。この部分については同様に影響が今後出る可能性があるのかなと思っております。畜産業につきましても、日々、餌やりですとか飼育作業がありまして、これに加えて酪農業では搾乳作業がある中で、畜産農家、それから関連業者等、生産現場で新型コロナウイルスが発生した場合、生産行為の継続が大変懸念される場所でもあります。

これまで農水省、国のほうと、それから道の方針に基づきまして、新型コロナウイルスの感染を防ぐための健康管理、それから衛生対策の徹底等につきましても、市から畜産関係の機関、それから団体等へ周知するとともに、各畜産農家へはJA北ひびきのほうから通知をいただいているところになっております。

現在、国のほうでは北海道現地対策本部を設置しておりまして、農林水産業から感染者が出た場合のガイドラインについて作成中と聞いております。これらの情報に注視するとともに、JA北ひびきを中心として、関係機関、団体と連携を密にする中で対応に当たってまいりたいと考えております。

それから、商工関係ですけれども、士別商工会議所によりますと、業界における景気動向調査報告によりますと、本市における影響については、一番大きな影響を受けているのが飲食業、それから宿泊業でありまして、前年同月比で売り上げがおよそ50%減少している状況にあります。これは予約のキャンセルなどが続く状況から、自主休業としている事業者もいると聞いております。このほか、運輸業においても観光バスなどの需要減少や学校給食の牛乳搬送業務の減少などにより、およそ約40%の売り上げの減少となっているところでもあります。また、建設業や小売業におきましては、中国に製造拠点を置く資材や部品などが納品されないといったようなことによりまして商品の製造等に影響が出て、また工事の進捗の状況におくれが影響が出るのではないかなという見方があります。

次に、中小企業に対する国・道・市の対応という関係ですけれども、国の制度におきましては、経済対策の代表的な制度といたしまして、日本政策金融公庫による実施によります無利子・無担保での新型コロナウイルス感染症特別貸付という制度があります。これは代表的なものなのですが、これについては、最近1カ月の売り上げが前年または前々年の同期と比較して

5%以上減少した方という方が対象となりまして、運転資金それから設備資金などについて無担保での貸し付け制度という中身になっております。これについては、貸し付けから3年間、基準金利から0.9%の引き下げという中身の制度となっております。

また、この制度に加えまして、特別利子補給制度というものがあまして、これらをあわせて利子補給の制度の適用対象者につきましては、個人事業主には要件はありませんが、小規模事業者それから中小企業者につきましては、売上高の15%であったり20%であったりといった減額の対象者という、一部そういったような方々という枠がありますけれども、こういった方々を対象に、これも借り入れ後3年間の利子補給という中身で利子が補給されるような制度となりますので、これをあわせまして今の無利子・無担保という融資枠ができていているという状況にあります。

また、道の制度につきましても、このウイルス対策につきまして、中小企業総合振興資金の中の経営環境変化対応貸付という貸付資金がありますが、この中で融資枠の実行が可能になったと聞いております。

また、市の対応につきましてですが、今申し上げました国が行う無利子・無担保の融資や国が行う対策、これらについて円滑な支援ができるように努めていきたいと考えているとともに、新聞報道によりますと、国は第三弾の緊急経済対策を検討しているということでもありますので、これら中身については、子育て世帯を中心とした現金給付案や中小企業への資金繰り支援などの拡充といったような施策が検討されているということでもありますので、これら新たな施策に対しての対応策など、今後、注視、検討してまいりたいと考えてもおります。

今後におきましても、近隣の市町村の対応状況に加えまして、商工会議所や商工会、それから農協など関係機関と連携して、これら対応についての検討をしてまいりたいと考えているところです。

私からは以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いずれにしても、経過を注視しながら、速やかな対応を改めて求めたいと思います。

2点目は、高齢者への対応についてであります。

ひとり暮らし、さらに高齢世帯の生活状況を把握するための取り組みと、さらには注意喚起とリスク低減の周知方法及び不安解消のための相談体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症予防に関します高齢者への対応につきましては、厚生労働省から随時通知がなされているところであります。高齢世帯の生活状況の把握につきましては、ひとり暮らしの高齢者への訪問調査等は行っておりませんが、在宅で介護保険関連のサービスを利

用されている方に対して、ケアマネジャーがモニタリングの際に生活状況や体調について確認を行うとともに相談支援に努めているところです。また、通所サービスを利用している方につきましては、利用前に体温をはかっただき、体調の確認をするとともに、事業所において生活状況等の確認を行っており、不安等があれば市や関係機関に連絡をいただくこととしています。

注意喚起とリスク低減の周知についてでありますけれども、注意喚起と周知につきましては1月29日に市のホームページに注意喚起を掲載しており、現在発生状況等について毎日更新を行っています。また、広報しべつ3月号に感染症予防対策に関する特集記事を掲載し、手指の消毒やせきエチケットに関する注意喚起を行ったほか、感染の疑いの場合の対応について周知を行っています。市内社会福祉施設等に対しましては、国や道からの通知を随時配信するとともに、入所者や利用者に対する注意喚起をお願いしているところです。また、職員及び入所者に対しましては、毎日検温を行い、体調をチェックするとともに、2019年3月に厚生労働省から発出されています高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版に基づき対応をいただくよう改めて周知をしたところです。ケアマネジャーに対しましては、感染リスクを抑える視点から、可能な範囲で利用者宅への訪問を控え、電話等による対応とするようお願いしているところです。

不安解消のための相談体制についてですが、2月21日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、その後、26日及び28日にも開催しています。その中では、各部署における対応状況について随時全庁で情報の共有を行うとともに、全ての職場が連携して対応していくことを確認しています。新型コロナウイルス感染症に関する相談については、感染への不安や疑いによる身体的健康に関する相談というのとはもとより、経済活動停滞に伴う企業からの相談、あるいは個人からの就労相談、日常生活に関する相談など多岐にわたることが想定されますことから、第1回目の対策本部会議において、本部長であります市長から、全ての職員が市民の相談窓口となるよう指示をされているところです。発熱、また倦怠感、呼吸困難など、主に身体的な不安がある場合につきましては、原則としては名寄保健所、あるいは厚生労働省の電話相談窓口にご連絡をさせていただくこととなりますが、症状がないものの健康面に不安がある場合には保健福祉センターに御連絡をいただくよう周知をしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 3点目は、市立病院の医療体制についてお伺いします。

今現在、ウイルス検査の実施はどのような状況になっているのか。また、外来で疑い患者に対してどのように対応しているのか。もし陽性患者が出たときには、当院での入院治療は可能なのか。さらには、現在、全国的に医療機関で問題となっているマスクあるいは防護衣などの備蓄を含めて必要量の確保はできているのかを伺って、質問を終わりたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、市立病院の医療体制についてお答えさせていただきます。

まず、ウイルス検査なんですけれども、これにつきましては、基本的には疑いのある患者さんにつきましては、帰国者・接触者相談センター、ここで行きますと保健所ということになりますが、そちらに相談をしていただいて、そこから帰国者・接触者外来へ回って検査がされるというのが基本的な流れになっております。ただ、3月6日からPCR検査、このウイルスの検査なんですけれども、これが保険適用になりました。しかしながら、これにつきましてはあくまで行政検査ということでありまして、都道府県から各医療機関が委託を受けて実施するという中身になっておりますし、当院では検査キットを有しておりませんので、これに対応することが困難な状況であります。また、民間検査機関も東京、大阪といったところに検査機器を所有しておりますので、時間的な問題、移送の問題もありますので、そういった部分で行きますと保健所を通じた行政検査で対応するというのが基本的な流れになっております。

外来で、当然疑いのある患者さんといいますか、高熱を出されて来られる方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、ほかの患者さんに、もし万が一感染することがないようにということで、動線を別に設けて対応いたしております。実際には救急外来の前室等を使いまして、患者さんを分ける形で診察、対応に当たっておりまして、特に検査が必要となるような患者さんにつきましては、保健所と相談させていただきまして、病院で検体を採取して、検査に送るという形になっております。この辺につきましては、これまで3件、保健所を通じて依頼を出しております。結果としては全て陰性だったということで結果が来ているところであります。

続きまして、もし陽性の患者さんが発生した場合の入院対応なんですけど、これにつきましては感染症患者ということで、法律に基づきまして感染症指定病院に入院措置という形になります。ここの近辺、上川北部圏域で行きますと第二種感染症指定病院というのが名寄市立総合病院ということになっております。そこに4床用意されております。まずは、こちらのほうに入院措置ということになってはおりますが、今後の感染の拡大、あるいは指定病院で患者を受け切れないような、重篤な患者を受け切れないという状況になりましたら、一般の医療機関においても一定の感染防止対策をとった上で必要な病床を確保することというのが求められてくるという状況になっております。まだそういった状況にはなっておりませんので、そういった対応は今後ということになるかと思っております。

それから、マスク、防護服等の備蓄状況なんですけど、まず、一般の民間でもそうなんですけど、マスクが非常に不足をしております。医療用のサージカルマスクというんですけれども、これにつきましても1月以降入荷が滞ってございましたが、3月6日に4,000枚ほど確保することができました。病院内ではマスクの使用をある程度制限しながら使っております。そんな中で、この状態でいくと4月の中ぐらいには底をつくという状況にはなっております。また、マスクの中でもN95というマスクがございまして、こちらのほうは検査時に必要となるマスクです。

検体を採取する際に、くしゃみですとかせきを出される患者さんが非常に多いという、そういう作業になるものですから、そのときにこのN95のマスクを着用しなければならないということになっております。これが全く入荷できないという状況になっておりまして、在庫が今70枚ということですので、検査にも影響が今後出てくる可能性があるという状況になっております。

それから、防護服につきましては、タイベックスといいますか、不織布の全身を覆うものを300組、足カバーも含めて300組備蓄しております。ただ、実際の現場としては、その防護服を着用することによって、脱ぐときに感染する危険性があるという部分もありますし、ガイドライン上ではガウンをつけてということで、かっぽう着のような形のものをつけて対応するということが問題ないというガイドラインが出されておりますので、実際にはそれを使って対応しておりますので、この防護服については現在のところは使用しないまま、300確保している状況となっております。ただ、マスクもそうなんですけれども、医療資材等につきまして、なかなか入手困難になっているものも出てきております。ですので、そういったことにつきましては、全国自治体病院協議会と保健所等を通じて、国に潤沢な供給が得られるようにということで要請も上げているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 私のほうからも3点質問させていただきたいと思います。

まず1点目が、小・中学校の対応についてということと、2つ目が学童保育について、そして3番目に、市内での感染者の発生時の対応についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目の小・中学校の対応についてということなんですけれども、現在、小・中・高の学校で休校ということになっております。そこで、小学校、中学校における生活であったり、例えば家庭学習における状況の確認はどのようにされているのか、お伺いします。

また、3月9日付で北海道のほうから分散登校するということが出ておりまして、昨日12日付の新聞報道のほうにも出ておりましたが、土別も実施していくということになっているようなんですけれども、それについてどのような実施の予定をされているのか、お伺いします。

そして最後に、今後この長期化した場合に、いわゆる社会教育施設等々ですけれども、利用に関してどのようにしていくのか、現段階でどのようにお考えか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

小・中学校の対応についてということで、1つ目の休校中、臨時休業中の児童・生徒の状況ということでございますが、本市において臨時休業は北海道知事の要請を受けて2月27日から一部延長ということで、今現段階では春休み前の3月24日までの臨時休業を行っているというところでございます。

そこで、この状況の確認ということでございます。まず、生活面についてであります。まずは、この臨時休業の趣旨を踏まえて、各家庭には不要不急の外出は控えるように、また基本

的には自宅で過ごしてもらうようにということでお願いをしております。このため、学校では児童・生徒の健康状態などの把握のために、スマホのアプリや電話などによって週2、3回程度担任等が連絡をとって確認をしているところでございます。現段階で特に緊急を要するようなケースは見当たらないところでございますが、子供たちの多くは学校に行きたい、あるいは友達に会いたいという声も聞いているということでございます。

次に、家庭学習についてでありますけれども、学習については、各学校が履修をしていない題材などを中心に教材やプリントを作成しております。これを児童・生徒に届ける手段でありますけれども、郵送であったり直接郵便箱に入れているほか、学校の下駄箱に学習資料を入れておいて、保護者に取りに来ていただくということで、各学校知恵を絞っているところでございます。

次に、分散登校でございます。今回この臨時休業の長期化に伴いまして、道教委のほうから、週1回60分程度、学年別に登校するという分散登校が示されているところでございます。この分散登校については、小規模校は、その人数から全学年で登校するというのも想定をされているところであります。この分散登校の内容については、児童・生徒の健康状態の把握、あるいは学習方法の指導、そして今回も含め感染予防に関する学習などを行うということ、また卒業式や終業式なども分散登校の一環として行われるということになってございます。この分散登校の実施に当たりましては、児童・生徒が広い間隔をとることができるように、例えば体育館を会場にしたりするということでございます。その際には、マスクの着用、手洗い、消毒を徹底するとしているところであります。そこで本市の分散登校、具体的には、実は11日の日を皮切りに、全ての学校において、春休み前までに2、3回の分散登校を行う予定でございます。東高校につきましても、本日、個別の対応ということで実は実施しているところでありますが、東高校は少し道教委からの示され方が違っておまして、3月16日以降、東高校においても分散登校を実施する予定ということでございます。

次に、長期化した場合の社会教育施設等の利用ということでございます。現段階では、社会教育あるいは体育施設も含めて本市では開館を制限してはございません。ただ、この中で小・中学校の対応ということでございますので、児童・生徒においては臨時休業中の利用は控えるようにということで取り組みを進めております。現在、図書館あるいはいぶき、このような社会教育施設では児童・生徒による利用というのはほとんどない現状でございます。

続いて、体育施設についてでございます。体育施設も、先ほどのように開館の制限をしておりませんが、スキー場に関しましては、ロッジについて、3月10日からロッジ内の利用はトイレのみということで制限をしているところでございます。また、総合体育館等運動施設については市民のみの利用ということ、また、小・中・高校生に関しては部活動の使用の禁止、そして小・中・高校生の利用に当たっては保護者が同伴をして利用すると、このようなことで今進めているところでございます。

いずれにしても、できるだけ市民の利用に不便を来さないという方向で進めているとこ

ろでありますけれども、万が一にでも本市で発症者が出たような場合には全施設の休業ということ念頭にありとございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

続いて、2番目の質問なんですけれども、学童保育について、現在開けているところもあると思うんですけれども、実際に利用状況はどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思ひます。

○委員長（丹 正臣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 学童保育、いわゆる放課後児童クラブの状況についてお答えいたします。

これにつきましては、小・中学校の一斉休業に合わせまして、2月27日から3月4日までは休館いたしましたが、3月5日から市内3カ所の放課後児童クラブを再開しています。開館時間につきましては、通常の学校休業日と同じ午前8時から午後6時まで、土曜日同様にしております。対象は1年生から6年生までの放課後児童クラブの登録児童を対象にしております。ただし、児童の兄弟あるいは御家族が協力いただける場合については、感染の予防と拡大防止のために利用を控えていただくように協力をお願いしているところではあります。

利用申し込み人数と実際の利用の人数につきましては、日々変動はしておりますけれども、本日までの利用申し込みの状況といたしましては、平日については、あけぼの子どもセンターは10名から13名、ほくと子どもセンターは15名から20名、朝日学童保育所は4名から6名ということで、土曜日につきましては多くても2、3人の利用申し込みとなっています。保育中の飛沫感染、接触感染を防ぐため、児童同士の席の距離を2メートル程度離して配置した場合の各施設における利用可能人数といたしまして、あけぼの子どもセンターは20人、ほくと子どもセンターは15人、朝日学童保育所は10人と考えています。このため、ほくと子どもセンターにつきましては、現在想定した利用可能な人数を超える申し込みがあったことから、土別小学校と連携いたしまして、利用が多い日については土別小学校のミーティングルームに児童を分散してお預かりできる体制をとることとし、準備が整いました3月10日から2カ所に分かれて対応しているところではあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは3番目の質問になりますが、感染者が出ないことを祈るばかりですけれども、万が一感染者が発生した場合、さっきの大西委員の質問と若干重複するかもしれませんが、まず、家庭や事業所に対して消毒液等、消毒とかの対応についてはどのようにされているかということと、それと、例えば自宅で療養するということになった場合に、例えばひとり暮らしの御高齢の方とかも想定されるかと思うんですけれども、そういった場合の生活支

援についてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

感染症発生時には、感染者が情報公開を了承した場合に、道から患者発生の情報提供が市に入ることとなります。基本的に消毒につきましては、保健所が感染者の家族または事業所に指導を行い、各自が所有するアルコール消毒薬、なければ一般的に市販されている次亜塩素酸ナトリウム等を使用して行ってもらうことになっています。なお、ひとり暮らしの場合であっても可能な限り御家族または退院後に自身で行ってもらうなどの対応を行うということになっています。

感染者につきましては入院となりますため、自宅待機とされるのは検査中でまだ診断がついていない方と濃厚接触者になります。特に濃厚接触者につきましては、保健所が2週間の健康観察を行うこととなり、その間、不要不急の外出を行わないように要請をいたしますが、生活の維持に必要な場合には、マスクを着用し、人の多い時間帯を避けて行くなどの配慮をお願いすることとしておりますことから、特に生活支援というものは行っておりませんが、ひとり暮らし等、何らかの事情で生活の維持が困難となった場合については、今後、保健所と連携しながら、市として必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 以上で代表質疑を終了いたします。

○委員長（丹 正臣君） 次に、令和2年度予算全般について質疑を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようでありますので、以上で令和2年度予算全般の質疑を終了いたします。

○委員長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

採決は、令和2年度予算議案及び令和2年度予算関連議案をそれぞれ一括して行います。

初めに、議案第1号 令和2年度士別市一般会計予算についてから議案第8号 令和2年度士別市病院事業会計につきましてはの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8案件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 士別市指導主事の給与に関する条例の制定についてから議案第16号 士

別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてまでの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号までの8案件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの委員会の決定に基づく審査報告書及び委員長報告については委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長(丹 正臣君) 以上で当委員会に付託となりました案件の審査を全て終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午前10時37分閉議)

以上、本委員会のおん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月13日

予算決算常任委員会

委員長 丹 正 臣

副委員長 遠 山 昭 二

署 名 委 員 真 保 誠

署 名 委 員 十 河 剛 志